人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二
環境大臣山本公一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同
内閣府特命担当大臣山本公一海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を命ずる（以上六月十日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、六月十一日午後三時四十分御出門、公益財団法人　日本リウマチ財団創立三十周年記念レセプションに御臨席のため、丸ビルコンファレンススクエア（千代田区）へ行啓、同四時三十九分還啓になった。

御祝電

天皇皇后両陛下は、デンマーク国女王陛下及び王配殿下の御結婚五十周年につき、六月十日同国女王陛下及び王配殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年六月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　公益財団法人日本船員雇用促進センター
(二)　代表者の氏名
（変更前）芦田　昭充
（変更後）朝倉　次郎
(三)　変更年月日　平成二十八年六月二十四日
二(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　千葉県立館山総合高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）安田　健治
（変更後）石井　浩己
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
三(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　香川県立多度津高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）森　明夫
（変更後）岩澤　正俊
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
四(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県気仙沼向洋高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）千田　健一
（変更後）佐藤　浩
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
五(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　山形県立加茂水産高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）佐藤　淳
（変更後）坂尾　聡
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
六(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　宮崎県立宮崎海洋高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）吉田　郷志
（変更後）鍋倉　一幸
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
七(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　岩手県立宮古水産高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）熊谷　正樹
（変更後）楳原　健
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
八(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県水産高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）亀山　勉
（変更後）瀧田　雅樹
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
九(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　国立大学法人東京海洋大学
(二)　登録海技免許講習事務を行う事務所の名称
（変更前）
(イ)　国立大学法人東京海洋大学海洋科学部及び水産学部
(ロ)　国立大学法人東京海洋大学海洋工学部及び商船学部
(ハ)　国立大学法人鹿児島大学水産学部
(ニ)　国立大学法人長崎大学水産学部
（変更後）
(イ)　国立大学法人東京海洋大学海洋資源環境学部、海洋生命科学部及び海洋科学部
(ロ)　国立大学法人東京海洋大学海洋工学部及び商船学部
(ハ)　国立大学法人鹿児島大学水産学部
(ニ)　国立大学法人長崎大学水産学部
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年六月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　千葉県立館山総合高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）安田　健治
（変更後）石井　浩己
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日
二(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　香川県立多度津高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）森　明夫
（変更後）岩澤　正俊
(三)　変更年月日　平成二十九年四月一日